

証券コード 4018  
2021年4月14日

株主各位

静岡県三島市一番町18-22  
株式会社 Geolocation Technology  
代表取締役社長 山本 敬介

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当会社臨時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会の付議事項の決議には、会社法及び定款に基づく定足数を満たす株主の皆様のご出席を必要と致しますので、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書に賛否をご明示賜り、ご署名・ご捺印の上、2021年4月29日（木曜日）17時00分までに到着するよう、折返しご送付下さい。なお、本年は株主の皆様の安全確保及び新型コロナウイルス感染対策上、例年より株主総会会場の規模を大幅に縮小致したく存じます。つきましては、株主の皆様には健康状態の如何に関わらず当日の株主総会会場へのご来場は極力お控えをいただき、同封の議決権行使書の活用を積極的にご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年4月30日（金曜日） 9時30分
2. 場 所 静岡県三島市一番町18-22  
当社会議室
3. 会議の目的事項  
[ 決議事項 ]  
議 案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

議案の概要は、後記の「株主総会参考書類」に記載の通りであります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、以下の内容のとおり同法第 238 条 3 項 1 号又は同法第 239 条 2 項 1 号に言う特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、及び以下に掲げる事項に基づき募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。又、当社は 2018 年 9 月 28 日の定時株主総会において、当社取締役の報酬等の総額を年額金 25,000 万円以内としてご承認いただき現在に至っておりますが、この度、かかる金銭報酬枠とは別枠で、当社取締役に対し年額 1,522 万 5,000 円の範囲で以下の内容のストック・オプションとしての新株予約権（この個数の上限：290 個）を割り当てることのご承認も併せてお願いいたく存じます。

なお、現在の当社の取締役は 5 名であり、本議案のご承認が得られた場合も、その員数に変更はございません。

#### (I) 特に有利な条件で新株予約権を募集する理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たり、当社取締役及び従業員の業績向上への意欲と士気を一層高め、かつ株主目線での業務遂行に寄与するインセンティブを付与することを目的として、特に有利な条件で新株予約権を発行するものです。

#### (II) 新株予約権の内容

次のとおりであります。

##### **【新株予約権の要領】**

1. 新株予約権の名称 第 5 回新株予約権
2. 新株予約権の内容及び数

##### (1) 新株予約権の数

290 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的である株式数は、100 株とする。

(ただし、(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

##### (2) 割り当てる新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 29,000 株を新株予約権の目的である株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（1）に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の当社株式が上場する証券取引所運営市場における当社普通株式1株当たりの終値（以下単に「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は、これを切り上げる。）又は割当日の終値（割当日当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するが、1円未満の端数が生じた場合においては当該1円未満の数値の切上げ等調整は原則として行わない。ただし、当社取締役会決議により当該調整を行うべき正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2023年5月1日から2031年4月30日までとする。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記の定めに従い増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は取締役の過半数の一致により承認された場合）は、当社は無償でその時点において新株予約権者の保有する新株予約権の全部を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄しもしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償でその時点において新株予約権者の保有する新株予約権の全部を取得することができる。

(9) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(3)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗

じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（４）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(Ⅲ) 新株予約権に関するその他の事項

1. 本新株予約権は、次の条件が全て成就したときに限り行使することができるものとする。

(1) 本新株予約権の割当日以降、いずれかの日において、当社の時価総額（その時点における当社の普通株式が上場する証券取引所運営市場における当社の普通株式１株当たりの終値に、当社の発行済株式総数（当社が保有する自己株式を除く。）を乗じて算出する。）が金４億円を超過したこと。

(2) 本新株予約権の割当日以降、当社の通年における一の事業年度にかかる経常利益が金３５百万円を超過し、その計算書類が当社の定時株主総会で承認されたこと。

2. 新株予約権の発行に関するその他の事項は、当社取締役会の決議によって定める。

以上